

2025年2月13日

各位

会社名 ライオン株式会社
代表者 代表取締役兼社長執行役員
竹森 征之
(コード番号 4912 東証プライム市場)
問合せ先 コーポレートコミュニケーションセンター部長
山岸 理恵子
(TEL 03-6739-3443)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年3月28日開催予定の第164期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、株主総会および取締役会の柔軟な運営を可能とすることを目的として、それぞれの議長につき、代表取締役以外の取締役においても務めることができるよう、現行定款第13条（株主総会の招集者および議長）および第23条（取締役会の招集者および議長）の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 (株主総会の招集者および議長) 第13条 株主総会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集し、その議長となる。 その代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従って、他の取締役が、これにあたる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集者および議長) 第23条 取締役会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集し、その議長となる。 その代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従って、他の取締役が、これにあたる。</p>	<p>第3章 株主総会 (株主総会の招集者および議長) 第13条 株主総会は、あらかじめ取締役会で定めた<u>取締役</u>が招集し、その議長となる。 その<u>取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従って、他の取締役が、これにあたる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集者および議長) 第23条 取締役会は、あらかじめ取締役会で定めた<u>取締役</u>が招集し、その議長となる。 その<u>取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従って、他の取締役が、これにあたる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年3月28日（予定）
定款変更の効力発生日 2025年3月28日（予定）

以上